

司法修習生に対する給費制の復活を要求する決議

2011年11月、司法修習生に対する給費制が廃止され、同月採用の65期司法修習生から貸与制が実施されることとなった。現在の司法修習制度が始まった1947年以来、初めての、貸与制の下での修習である。これに先立ち、政府は、2011年8月、第4回法曹養成フォーラムにおいて、弁護士は借金をしても返済できるからという安易な議論により、給費制廃止を結論づけた。しかし、65期修習生からは、「両親を亡くし保証人がつけられなかったため、貸与金を受けられていない。食費も削らざるを得ず、修習中に倒れたこともあった」「良い就職先が決まらなければ貸与金返済もできない。」「妻子がいるが、家族の年金や健康保険も貸与金から支払っている」「修習終了時には1000万円借金を抱えることになる」など、給費制廃止による切実な実態が伝えられている（ビギナーズ・ネットのアンケート調査による）。フォーラムの議論は法科大学院制度のもとでの学費負担の増大や就職難の実情を見ない、拙速なとりまとめであった。

現在の司法修習は、戦前、法の支配が十分に及ばず権力の暴走を止められなかったことの反省にたち、国家が、司法権を担う裁判官、検察官のみならず弁護士をも含めた統一的な法曹養成を行うことで、法曹三者が相互に司法制度の基礎を訓練し、法曹としての共通の技術と倫理を身につけることを目的とするものである。そして、修習の実を十分にあげるために、司法修習生は原則としてアルバイト等の兼業が禁止され、修習に専念することが義務づけられており、その間の生活を保障するために給費制が採用されてきた。この司法修習を経た法律実務家は、公務員である裁判官や検察官のみならず弁護士も「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条1項）とされ、権利の守り手として公共的・公益的職務を担っている。こうした司法修習の意義に照らせば、給費制は単に修習生の短期的な経済的利益のために設けられたものではなく、これを廃止することは、法曹の公共性や公益性を脆弱なものとしかねない。

また、貸与制の下では、経済的に余裕のない者が法曹を敬遠するようになり、優秀で多様な人材を法曹にという司法制度改革の理念は完全に没却される。現に、法科大学院制度が始まって以来、社会人経験者を中心に志願者は年々減少し続けている。それだけでなく大学入学時の法学部志望者も減少しており、法曹界が若者の選択肢から外れつつある。貸与制は、さらなる経済的負担を課すもので、この傾向に拍車をかけることは明白である。

政府・民主党と自民党、公明党は、2012年4月20日、修習生の貸与制を前提とする裁判所法改正の修正案に合意した。司法修習の意義や貸与制の不合理性にもかかわらず、現在修習中の修習生に対する給費制を実現できないことは極めて遺憾である。ただし、修正案は、政府が当初提出していた改正案とは異なり、新たに閣議決定に基づく合議制の検討機関を設置し、今後1年間で法曹養成制度全般について検討を加えるものとされ、修習生の経済的支援についても議論することとされている。この検討機関において、統一修習の意義と修習生の実情に即し、給費制の復活に向けた議論がなされるよう、関係各機関へのはたらきかけと世論喚起を広げ

る必要がある。また、検討機関の議論においては、65期や66期に対する遡及的な救済措置も検討されるべきことは言うまでもない。

自由法曹団は、権利の守り手である法曹の公共的、公益的性格を守り抜くため、司法修習生に対する給費制の復活を要求して全力を挙げて奮闘する決意である。

2012年5月21日

自由法曹団2012年5月研究討論集会